

議案第10号

関市地区農業研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

関市地区農業研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年2月19日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市藤谷転作促進技術研修センター及び関市黒屋リフレッシュ倶楽部を廃止するため、この条例を定めようとする。

関市地区農業研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

関市地区農業研修施設の設置及び管理に関する条例（平成9年関市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

関市藤谷転作促進技術 研修センター	関市神野3945番地 1	米の生産調整に係る 転作の促進、栽培技 術等の研修
関市志津野転作促進技 術研修センター	関市志津野3406番 地	

を

」

「

関市志津野転作促進技 術研修センター	関市志津野3406番 地	米の生産調整に係る 転作の促進、栽培技 術等の研修
-----------------------	-----------------	---------------------------------

に

」

改め、関市黒屋リフレッシュ倶楽部の項を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。